

第88回東京都港湾審議会資料

東京港臨港地区の解除(案)

平成26年9月

東京港港湾管理者
東京都

東京港臨港地区の解除（案）

1 変更の内容

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定に基づき、東京港臨港地区の解除を別紙1のように行う。

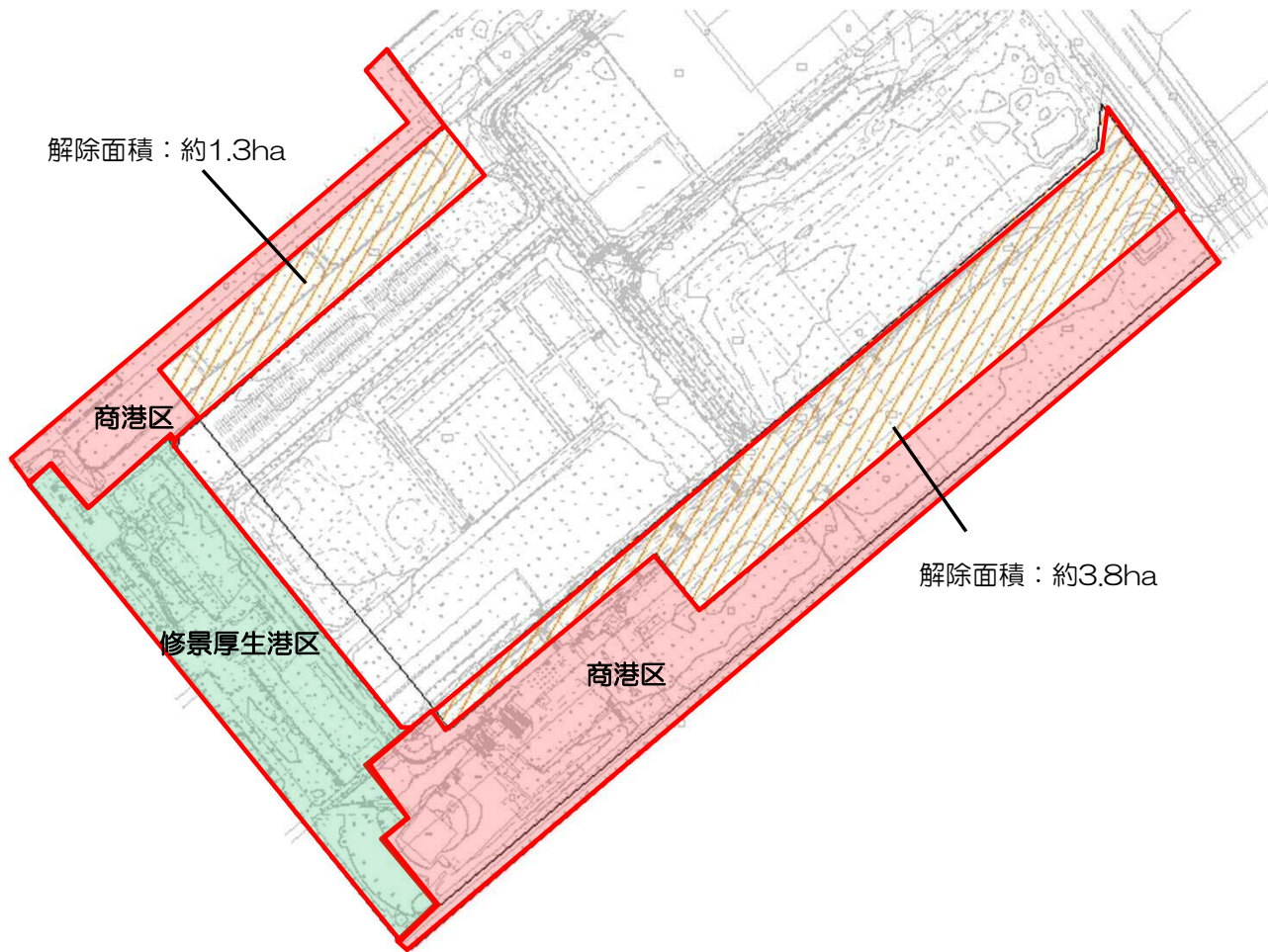
2 変更の理由

第7次改訂港湾計画の軽易な変更において土地利用計画が見直されたことに対応し、別紙2のとおり臨港地区の解除を行うものである。

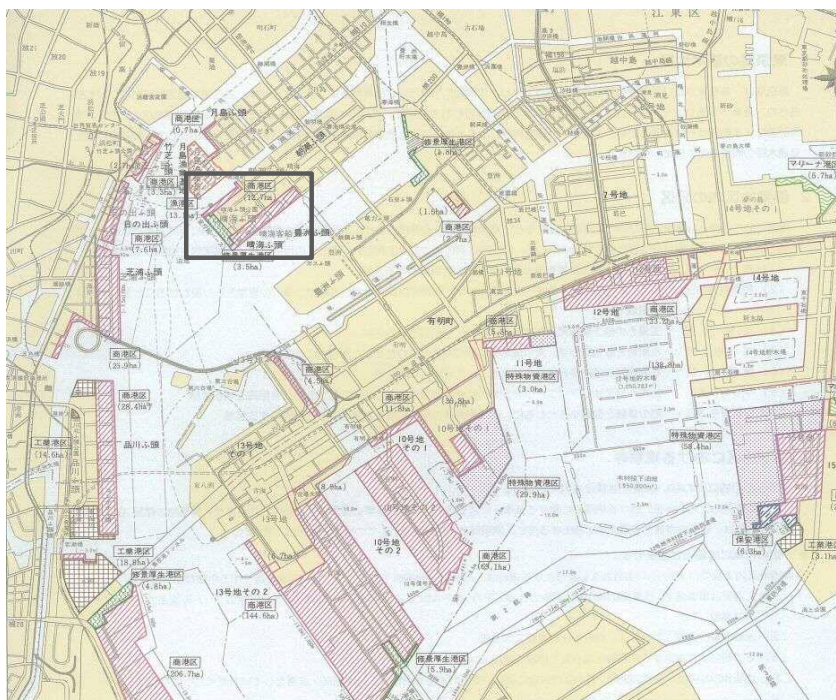
なお、今回の解除による臨港地区の分區別面積の増減は、別紙2のとおりである。

（注）臨港地区の解除については、おって都市計画地方審議会の議を経て決定される。

晴海地区



位置図



東京港臨港地区の解除（案）

1 臨港地区の解除

地区	分区	所在	面積 (ha)	解除理由	土地利用計画
晴海	商港区	中央区晴海五丁目 の一部	5.1	住宅等用地として利用する ため	都市機能用地

2 臨港地区分區別面積増減表

(単位はヘクタール)

分 区	既指定	新規指定	分区変更	解 除	合 計
商 港 区	604.3			5.1	599.2
特殊物資港区	117.4				117.4
工 業 港 区	40.7				40.7
漁 港 区	22.6				22.6
保 安 港 区	6.3				6.3
マリーナ港区	9.7				9.7
修景厚生港区	30.4				30.4
分区無指定	201.8				201.8
合 計	1,033.2	0	0	5.1	1,028.1

(注) 表示未満は四捨五入した。